



平成 24 年 3 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社サガミチェーン
(コード番号 9900)
代表者氏名 代表取締役社長 鎌田 敏行
連 絡 者 取締役管理担当 長屋 昇
電 話 番 号 (052) 771-2126

決算期の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 1 日開催の取締役会において、平成 24 年 4 月 19 日開催予定の第 42 期定時株主総会に、決算期変更のための「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在：毎年 1 月 20 日

変更後：毎年 3 月 31 日

※決算期の変更に伴い、第 43 期は平成 24 年 1 月 21 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 14 ヶ月 11 日間の決算期間となる予定です。

2. 変更の理由

当社グループが属する外食業界における季節変動およびマーケット環境の変化等に伴い、利益面における上期・下期の偏重が拡大していることを踏まえ、会計期間を変更し、偏重を是正することで投資家の皆様に当社の決算状況をよりご理解いただけるよう、決算期を変更するものであります。

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(招集) 第 1 2 条 当社の定期株主総会は、毎年 <u>4 月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第 1 2 条 当社の定期株主総会は、毎年 <u>6 月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第 1 3 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>1 月 20 日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第 1 3 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u> とする。
(取締役の任期) 第 2 0 条 当社の取締役の任期は、選任後	(取締役の任期) (現行第 20 条のとおり)

1年以内に終了する事業年度の定時株主総会終結の時までとする。	
(監査役の任期) 第30条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠により就任した監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。	(監査役の任期) (現行第30条のとおり)
(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年1月21日から翌年1月20日までの1年とする。	(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月20日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月20日を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(新設)	附則 第1条 <u>第12条(招集)の規定の変更は、平成24年7月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u> 第2条 <u>第13条(定時株主総会の基準日)及び第37条(剰余金の配当の基準日)の規定の変更は、平成24年4月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u> 第3条 <u>第20条(取締役の任期)及び第30条(監査役の任期)の規定にかかわらず、平成24年4月の定時株主総会において再任された取締役及び監査役の任期は、平成25年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>なお、本附則は、平成25年の定時株主総会終結時にこれを削除する。</u> 第4条 <u>第36条(事業年度)の規定にかかわらず、第43期事業年度は、平成24年1月21日から平成25年3月31日までの14か月11日間とする。</u> <u>なお、本附則は、第43期事業年度終了後これを削除する。</u> 第5条 第38条(中間配当)の規定の変更は、平成24年10月1日からその効力を

	生じる。 なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。
--	---------------------------------

4. 日程

第 42 期定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 24 年 4 月 19 日予定
同上

以上